

Date: Wed, 20 Nov 2019 17:47:43 +0900

From: 一般社団法人日本生産技能労務協会

To:

Subject: 【J S L A 審議会ニュース】厚労省の「労働力需給制度部会」が開かれました

.....
日雇い派遣の原則禁止の見直しなど要望、事業者団体
派遣法の実態調査でヒアリング、労政審

11月20日配信

.....
労働政策審議会労働力需給制度部会（鎌田耕一部会長）は20日、6月に着手した労働者派遣法の2012（平成24）年改正と現行法の15（平成27）年改正の実態調査について、関係者のヒアリングを続行。この日は、公開で派遣事業者団体、非公開で派遣労働者から課題や要望などの聞き取りと質疑応答を実施しました。12月にも別の事業者団体らを招いてヒアリングを行う考えです。

事務局の厚生労働省は、派遣制度の現状を把握するための「アンケート調査」、日雇い派遣の実態やニーズをつかむ「ヒアリング調査」を同時並行で進めており、年明けからの本格的な見直し議論に向けて準備しています。同部会での見直し議論は、12年改正から7年、15年改正から4年がそれぞれ経過したことを踏まえたもので、12年改正では「日雇派遣の原則禁止」「離職後1年以内の労働者派遣の禁止」など5項目。15年改正では「雇用安定措置」「派遣の受け入れ期間の制限」「特定目的行為の禁止」など8項目の計13項目について点検する方針です。

これまでに、複数の労働者団体や受け入れ企業（派遣先）、派遣労働者らのヒアリングを行っており、それぞれの観点から派遣制度に対する課題や意見、要望などが挙がっています。関連する動きとしては、政府の規制改革推進会議（大田弘子議長）が今年6月の第5次答申で、副業・兼業を促進する立場から、労働者派遣法で原則禁止となっている日雇い派遣の例外規定の緩和などを提言。「副業の場合の短期派遣は主たる業務で年収500万円以上の人のみ例外として認められている。政府が副業を推進する中で、年収500万円以上という条件下では、派遣形態での副業を選択できる労働者は限られる」と、年収要件の緩和を求めています。

この日のヒアリングは、前半に製造請負・派遣の業界団体である日本生産技能労務協会（技能協）、後半に派遣労働者の順に行われました。技能協の青木秀登会長は、製造系人材サービス業界が果たしている機能を説明したうえで、「日雇い派遣の原則禁止」の見直しを中心に意見を述べました。（下記、資料参照）。特に、原則禁止によって働く人と企業の双方に不利益が生じている実態を説明し、「所得要件の撤廃」を強く要請したほか、原則禁止に代わる手法として「派遣元に対する何らかの雇用管理上の整備を許可の条件とする」「危険・有害業務などをネガティブリスト化して禁止する」などを提案しました。

また、委員限りの参考資料として、『派遣労働者の声（Twitterでの発言）』を提出。これは、12年9月～19年8月までに「派遣500万」の検索キーワードであがっていたコメント674件分で、年収要件への不満などが綴られています。

労働者側と使用者側、公益委員の3者は、技能協の意見や提言の理由を質問し、その背景や実態を掘り下げました。このほか、技能協は「離職後1年以内の労働者派遣の禁止規定の削除」「いわゆるマージン率の情報公開の廃止」など7項目について提言しました。

今回は12月中旬に開かれ、日本人材派遣協会などがヒアリングに臨む予定です。

本日の資料は以下の通りです。

座席表

https://www.advance-news.co.jp/news/n191120_01.pdf

厚労省ホームページより

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07946.html

【JSLAニュースご利用の際のルールについて】

JSLA 日本生産技能労務協会が配信するJSLAニュースは、会員様各社が取引先企業向けに情報提供する際のツールとして加工・転送してご利用頂くことができます。ただし、ご利用の際はメール配信の都度、文中に定型クレジットの記載をお願い申し上げます。

« ご記載頂く定型クレジット »

◆このメールは当社が所属するJSLA日本生産技能労務協会からの情報を基に作成・配信されているものです。

JSLA 一般社団法人日本生産技能労務協会：<http://www.js-gino.org/>

※定型クレジットなしでのメール転送、内容の加工・転用等、ルールを順守頂けない事案があった場合には、ニュースの配信を中止させて頂くことがございますのでご了承下さい。なお、クレジット記載なしでのご利用を希望される場合は有料となりますので、日本生産技能労務協会 事務局 TEL：03-6721-5361（代表）までご連絡下さい。